

# 神浦小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを趣旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

## 【めざす児童像】

自らのよさや友だちのよさに気づくとともに、いじめに対しては、周りの人と協力して防止することができる子ども。

## いじめ対策委員会

< 構成員 > 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭

< 活 動 > アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

< 開 催 > 毎月1回開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### 専門家・外部関係者

年1回は学校評議員・民生児童委員に加わってもらい、いじめ防止への共通理解を図る。

必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

### P T A ・ 地域との連携

- ・ P T A 役員会で、日ごろの様子や学校の取組について報告し、規範意識の醸成やいじめ防止に協働して取り組めるようにする。
- ・ 学校支援者会議においても同様な働きかけを行う。

### 関係機関との連携

- ・ 学校・警察連絡協議会で情報を収集するとともに、必要に応じてスクールサポーターへの相談・協力依頼を行う。

### 児童会

- ・ 一人一人にとって過ごしやすい学校となるよう協議する場を設定するとともに、いじめ防止の標語づくりや児童宣言文の見直し等を行い、児童会の自己指導能力の育成を目指す。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## いじめ問題への取組

### いじめの防止

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。
- ・ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

### いじめの早期発見

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年2回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・ いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめを行った児童を別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### 重大事態発生時の取組

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、長崎市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

# いじめが発生した場合の対応 (フロー図)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活指導担当へ報告

教頭・校長への報告

直ちに報告する

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求め

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめ事案解消への取組を行う。

## いじめのチェックリスト

### いじめられている子どもが発するサイン

- 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとしている。
- 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。
- 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- 写真にいたずら書きされたり、黒板・トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。

### いじている子どもが発するサイン

- 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- お金の使い方が荒くなる。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- 友だちへの電話なのに、命令的な口調で話す。
- 友だちを呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- 洗わなければならない体操服・給食着等を持って帰らない。(他人のを使ったり洗わせたりしている。)

### 年間活動計画（研修計画も含む）

### ※毎月1回火曜日にいじめ防止委員会

| 月  | 活動内容                            | 月   | 活動内容  |
|----|---------------------------------|-----|---|
| 4月 | ○いじめ防止基本方針の共通理解<br>○児童・保護者等への周知 | 10月 | ○生活アンケート調査<br>○学校評議員・民生委員との情報交換                   |
| 5月 | ○家庭訪問                           | 11月 | ○児童会での児童宣言文等の見直し<br>○人権・いじめ防止標語の作成                |
| 6月 | ○生活アンケート調査<br>○教育週間（道徳授業公開）     | 12月 | ○人権週間<br>○学校評価（後期）アンケート実施                         |
| 7月 | ○学校評価（前期）アンケート実施                | 1月  | ○冬季休業中の児童の様子の情報交換<br>○学校評議員・民生委員との情報交換<br>○PTA研修会 |
| 8月 | ○平和祈念集会                         | 2月  |   |
| 9月 | ○夏季休業中の児童の様子の情報交換<br>○個人面談      | 3月  | ○年間の取組の検証<br>○引継ぎシート作成確認                          |

### 様々な相談機関

| 相談機関                   | 電話番号                         | 住所・メールアドレス                 | 相談可能な時間         |
|------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 親子ホットライン               | 0120-725-311                 |                            | 9:00～20:50(月～金) |
| 子ども・家庭110番             | 095-844-1117                 | 長崎県長崎市橋口町10-22             | 9:00～20:00(毎日)  |
| 長崎市教育研究所教育相談           | 0120-556-275                 | Soudan@nagasaki-city.ed.jp | 9:00～17:00(月～金) |
| 子育て支援課<br>(長崎市子ども総合相談) | 095-829-1270<br>095-825-5624 | 「イーカオ」で検索し、相談フォームへ         | 8:45～17:30(月～金) |
| 24時間子供SOSダイヤル          | 0120-0-78310                 |                            |                 |